

部門	階	室 名	特記事項	室数	面積 (㎡/ 室)	天井高 (m) 以上	官庁施設の基本的性能基準								建築				電気								機械					
							耐火	初期 火災	対 浸水	防犯 性	音 環境 ※2	光 環境	熱 環境	空気 環境	情報 処理	床 下地	床 仕上	壁 仕上	天井 仕上	照度 LX	外線 電話	内線 電話	TV	電気 錠	時計	保安 コン	保安 照明	有線 LAN	空調 ※3	給排 水	給湯	
共通事項			【一般共通事項】 ・ エントランスホールなど、バックヤード以外の空間は高い意匠性を有し、かつ機能・性能などのあらゆる面において高品質な計画とすること。 ・ 斎場にふさわしい静謐性に配慮し、各諸室の遮音、吸音、防振対策を適宜実施すること。 ・ 内外問わず、窓には全てカーテン、ブラインド又はロールスクリーンを設けること。 ・ 管理用カメラは、施設利用状況の把握、不正侵入等の防犯対策及び災害時の対応など施設管理・運営上必要な箇所（敷地出入口、駐車場、斎場出入口、エントランスホール、告別収骨室内、EV付近、各諸室出入口付近、屋上等）に適切に設置すること。管理は事務室もしくは中央監視室にて管理する。（カメラ31台以上） ・ 新設施設内において無線LAN接続により利用者がインターネットにアクセスできるよう必要な配管配線、設備等を設置すること。 ・ 柩運搬車及び予備の炉内台車を収納できるスペースを確保すること。 ・ 玄関やエントランスホールの他、待合室など直接市民が利用する機会が多い部分及び家具等の備品は積極的に愛知県産の木材を使用し木質化を行うものとする。こと。 ・ 待合室はTV、電話等専用コンセント除き、2個口コンセントを部屋の四隅に配置する。その他の部屋は、建築設備設計基準を参考にし記載されている個数以上の2個口コンセントを適切に配置する。なお、コンセントの詳細は監督員と協議を行うこと。																													
火葬部門	1階	車寄せ（玄関）	・ 屋根付きの車寄せ及び玄関を2か所以上整備すること。 ・ 屋根付きの車寄せには、霊柩車、マイクロバス及びタクシーが横付けできると共に、車いす利用者等に配慮した乗降場所を整備すること。なお、強風降雨時に施設利用者及び柩等が濡れることのないよう、屋根や囲い等の大きさ・形状を工夫すること。 ・ 複数来場時の乗降に支障のないスペースを確保すること。 ・ 各玄関に、双方向性のモニター付きインターホンを設置すること。 ・ 堅樋はステンレス鋼管とし、意匠性及び衝突防止等に配慮した位置に配置すること。また、接続する枡等の蓋は、化粧蓋とし意匠性に配慮すること。	2箇所以上	提案	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	－	Ⅲ	－	－	－	提案	花崗岩	提案	提案	提案	提案	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	1階	エントランスホール	・ 機能性のみでなく、会葬者等の心情に配慮した落ち着いた空間とするとともに、格調高く荘厳な雰囲気を整えるよう室内意匠等を工夫すること。なお、設置するベンチ等の備品も室内意匠と調和したものとする。こと。 ・ 会葬者にわかりやすい案内表示を行うこと。なお、多数の会葬者が集中した際にも視認性を確保できるよう工夫をすること。 ・ 炉内台車運搬車荷重に耐え得る床仕様とすること。 ・ 車椅子置場を確保すること。 ・ 当日の案内が表示されるデジタルサイネージ（画面サイズ40インチ程度）を各エントランスに設置する。 ・ 柩運搬車が通過する可能性があるエリアは、柩運搬車が十分に回転できる幅を確保すること。 ・ 会葬者等の円滑な動線及び快適な休憩スペースを確保できるよう計画し、一時的に多数の会葬者が集中することもあることを考慮した広さ・形状のものとする。こと。 ・ 告別室及び収骨室の機能が一体となった部屋として整備すること。 ・ 格調高く荘厳な雰囲気を整えるよう室内意匠等を工夫すること。 ・ プライバシーに配慮した静謐な空間とすること。 ・ 可能な限り柔らかな自然光を取り入れる等、最後のお別れにふさわしい空間とすること。 ・ 会葬者等が柩を囲み見送りや収骨ができるスペースを確保すること。 ・ 必要な備品、設備等を設置したうえで、一人当たりの専有面積を1.5㎡以上とし、10人以上が利用できる室とすること。 ・ 遺影台及び焼香台等の備品を配置できるスペースを確保すること。	提案	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅰ	花崗岩	提案	提案	500	－	○	－	－	○	○ 1/2	○ 1/2	○	○	－	－		
	1階	告別収骨室	・ 告別室及び収骨室の機能が一体となった部屋として整備すること。 ・ 格調高く荘厳な雰囲気を整えるよう室内意匠等を工夫すること。 ・ プライバシーに配慮した静謐な空間とすること。 ・ 可能な限り柔らかな自然光を取り入れる等、最後のお別れにふさわしい空間とすること。 ・ 会葬者等が柩を囲み見送りや収骨ができるスペースを確保すること。 ・ 必要な備品、設備等を設置したうえで、一人当たりの専有面積を1.5㎡以上とし、10人以上が利用できる室とすること。 ・ 遺影台及び焼香台等の備品を配置できるスペースを確保すること。 ・ 焼香等の煙や臭いを適切に除去し、臭気や汚れの付着防止に十分な対策を講じること。 ・ 会葬者等が壁際に立つことがあるので、壁面の仕上材料や空調の吹き出し口、照明等の配置に配慮すること。 ・ 火葬炉の化粧扉の仕上げは室内意匠と調和させること。 ・ 火葬炉室、機械室等からの音が聞こえないよう、防音処理をすること。 ・ 炉内台車荷重に耐え得る床仕様と仕上げを選定すること。 ・ 造りつけ等の荷物置台を各室1箇所以上設置すること。 ・ 告別収骨室の扉は自動扉、室内の扉は自動扉又は手動扉とし、法令等を遵守した仕様とすること。 ・ 2炉1室の場合は、化粧扉部分に表示を掲示できるようにすること。 ・ 各告別収骨室前には画面サイズ20インチ程度の表示を掲示できるデジタルサイネージ機器を設置すること。	12室以上	提案	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅰ	花崗岩	提案	提案	提案	提案	－	○	－	－	○ 1/2	○ 1/2	－	○	－	－	
	1階	霊安室	・ ご遺体を4体以上保管できる保冷庫を設置可能とすること。 ・ 柩運搬車の出入りを考慮した扉（W1800程度）、スペースを確保すること。 ・ 単独系統の排気設備を整備すること。 ・ 柩運搬車荷重に耐え得る床仕上げを選定すること。 ・ 側壁及び床は不浸透材料で構造し、室内には適当な洗浄設備を設け、汚水排除設備を施し、出入口に施錠装置を設けること。 ・ 保冷庫の荷重に耐え得る床仕上げを選定すること。	1室以上	提案	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅲ	提案	提案	提案	提案	提案	提案	－	○	－	－	○	○ 1/3	－	○	○	－	
	1階	動物お別れ室	・ 動物お別れ室と外部出入口との間にホール等の利用者スペースを設置すること。なお、ホール前には車両が横付けできる屋根付きの乗降場所を整備すること。 ・ プライバシーに配慮した静謐な空間とすること。 ・ お別れ行為ができる広さを確保すること。 ・ 遺影台、焼香台等の備品を配置できるスペースを確保すること。 ・ 造りつけ等の荷物置台を各室1箇所以上設置すること。 ・ 焼香等の煙や臭いを適切に除去し、臭気や汚れの付着防止に十分な対策を講じること。 ・ 動物お別れ室及びホールの扉は運搬を考慮した開口幅の自動扉とすること。	1室	提案	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅲ	提案	提案	提案	提案	提案	提案	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	
	1階	動物霊安室	・ 別添の動物火葬実績に基づき、必要な数量、寸法を満たした冷凍庫を収容可能な室を整備する。また、冷凍庫については、大型犬も収蔵できる庫内寸法であること。 ・ 運搬を考慮した扉、スペースを確保すること。 ・ 単独系統の排気設備を整備すること。 ・ 側壁及び床は不浸透材料で構造し、室内には適当な洗浄設備を設け、汚水排除設備を施し、出入口に施錠装置を設けること。 ・ 冷凍庫の荷重に耐え得る床仕上げを選定すること。	1室	提案	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅲ	提案	提案	提案	提案	200	－	－	－	－	－	○ 1/2	○ 1/2	－	○	○	－	

部門	階	室 名	特記事項	室数	面積 (㎡/室)	天井高 (m) 以上	官庁施設の基本的性能基準								建築				電気								機械				
							耐火	初期 火災	対 浸水	防犯 性	音 環境 ※2	光 環境	熱 環境	空気 環境	情報 処理	床 下地	床 仕上	壁 仕上	天井 仕上	照度 LX	外線 電話	内線 電話	TV	電気 錠	時計	保安 コン	保安 照明	有線 LAN	空調 ※3	給排 水	給湯
	1階	火葬炉室	・火葬炉室は、他の建物と2.7m以上隔てること。 ・火葬炉室は、炉機械室、中央監視室、その他の火葬作業室と連携しやすく、火葬ピーク時にも火葬業務がスムーズに行える計画とすること。 ・火葬炉室は、柩運搬車、炉内台車運搬車及び炉内台車の格納スペース並びに火葬の作業に必要な材料等を保管できるスペースなどを整備すること。 ・柩運搬車や炉内台車が通過する可能性があるエリアは、それらが通行及び回転できる十分な幅を確保すること。 ・他の諸室と防火区画を分け、不燃材料で構成し、床は、厚さ10センチメートル以上の耐火材料で構成し、不浸透質材料（防塵塗料）で上塗りすること ・火葬炉室の天井の高さは4m以上とし、排ガス処理設備及びその他火葬炉設備に必要な機械が設置できる計画とすること。 ・告別収骨室、待合室及び待合ホールへの音、振動の伝搬を防止するよう、防音、防振対策を講ずること。 ・換気や空調等、騒音・振動、温湿度等を十分に検討し、良好な作業環境となるよう計画に配慮すること。 ・設備の修繕や更新等を効率的に行うことができるスペースを確保すること。	提案	提案	4m以上	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	－	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	提案	提案	吸音材	吸音材	500	－	○	－	－	○	○ 1/2	○ 1/2	○	○	－	－
	2階以上	炉機械室	・他の諸室と防火区画を分け、不燃材料で構成し、床は、厚さ10センチメートル以上の耐火材料で構成し、不浸透質材料（防塵塗料）で上塗りすること。 ・火葬炉機械室の天井の高さは4m以上とし、排ガス処理設備及びその他火葬炉設備に必要な機械が設置できる計画とすること。 ・告別収骨室、待合室及び待合ホールへの音、振動の伝搬を防止するよう、防音、防振対策を講ずること。 ・換気や空調等、騒音・振動、温湿度等を十分に検討し、良好な作業環境となるよう計画に配慮すること。 ・設備の修繕や更新等を効率的に行うことができるスペースを確保すること。	提案	提案	4m以上	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	提案	提案	提案	提案	200	－	○	－	－	－	○ 1/2	○ 1/2	○	○ 換気	－	－
	提案	残骨灰処理室	・集積した残骨灰を一定期間（1ヶ月相当）保管できる計画とすること。 ・集積した残骨灰の搬出に必要な直接外部に面する出入口を設置するとともに、出入口前には搬出車両が寄りつけるスペースを確保すること。なお、搬出の際に会葬者から見えないように整備すること。 ・天井及び壁は、不燃質・耐火材料、床は耐火材料で構成する。さらに、灰等の粉塵が容易に清掃できる仕上とし、出入口に施錠装置を設けること。 ・粉じん対策を講じること。	1室 以上	提案	提案	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	－	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	－	提案	提案	提案	提案	200	－	○	－	－	－	○ 1/2	○ 1/2	－	○ 換気	－	－
	提案	集じん灰処理室	・集積した集じん灰を一定期間（保管量は事業者提案による）一時保管できる計画とする場所を設けること。 ・集積した集じん灰の搬出に必要な直接外部に面する出入口を設置するとともに、出入口前には搬出車両が寄りつけるスペースを確保すること。なお、搬出の際に会葬者から見えないように整備すること。 ・天井及び壁は、不燃質・耐火材料、床は耐火材料で構成する。さらに、灰等の粉塵が容易に清掃できる仕上とし、出入口に施錠装置を設けること。 ・粉じん対策を講じること。	1室 以上	提案	提案	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	－	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	－	提案	提案	提案	提案	200	－	－	－	－	－	○ 1/2	○ 1/2	－	○ 換気	－	－
	提案	薬剤保管庫	・排ガス処理に必要な各種薬剤を保管する場所を設けること。 ・薬剤保管庫については、薬剤が漏えいした場合に他の諸室に広がらない構造とするとともに、床面については薬剤による腐食、薬剤の地下への浸透を防止する素材を採用すること。 ・水質汚濁防止法の有害物質貯蔵指定施設に該当する物質を扱う場合には貯蔵設備を床面から浮かせるなど、漏えいが目視により確認できるようにすること。	1室 以上	提案	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	－	提案	提案	提案	提案	200	－	－	－	－	－	○ 1/2	○ 1/2	－	○ 換気	－	－
	1階	1階通路	・柩運搬車荷重に耐え得る床仕様と仕上げを選定すること。 ・車いす同士の会葬者の交錯が発生した場合にも、対応できる十分な通路幅を確保すること。 ・手すりは、両側に連続して設け、三段手すりを設けること。 ・椅子を適当数設けること。		提案	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	－	C	花崗岩	提案	提案	提案	提案	－	－	－	－	－	○ 1/2	○ 1/2	－	○	－
	2階以上	待合室	・会葬者の気持ちちが和らぐよう配慮した室内意匠とすること。 ・1人当たりの占有面積を1.5㎡以上とし、20人以上が利用できる室とすること。 ・会食などを考慮し、テーブル、椅子等を人数分設置できるスペース（畳コーナー除く）とすること。 ・全室同程度の広さとし、各待合室の仕様は統一すること。 ・テレビを設置すること。（大きさ40インチ。壁掛け又は天井吊） ・各部屋において無線LAN接続により利用者がインターネットにアクセスできるよう必要な配管配線、設備等を設置すること。 ・隣接する待合室等からの音が聞こえないよう、防音処理をすること。 ・クローゼットを設けること。 ・ポット等の備品を設置できるスペースを設けること。 ・臭いを適切に除去し、臭気や汚れの付着防止に十分な対策を講じること。 ・洋室を基本とし、一部畳（琉球畳）の小上がりスペースを設けること。 ・遺影を設置できるスペース等を設けること。なお、設置場所は待合室各所から見やすい位置とすること。 ・自然光を採り入れるよう努めること。 ・待合室前には画面サイズ20インチ程度の表示を掲示できるデジタルサイネージ機器を設置すること。	20室 以上	1室あたり 30㎡ 以上	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅲ	提案	TC	木材	提案	500	－	○	○	－	○	○ 1/2	○ 1/2	○	○	－	－
	2階以上	待合ホール	・1人当たりの占有面積を1.5㎡以上とし、30人以上が利用できるよう各階（会葬者の利用しない階を除く）に1か所以上整備すること。 ・待合室を利用しない施設利用者が自由に過ごせる雰囲気となるよう配慮すること。 ・1セット4人のテーブル・ソファセットを複数設置できるスペースとすること。 ・無線LAN接続により利用者がインターネットにアクセスできるよう必要な配管配線、設備等を設置すること。 ・全ての待合ホールにテレビを設置すること。（大きさ50インチ以上。壁掛け又は天井吊）	提案	提案	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	C	TC	提案	提案	500	－	○	○	－	○	○ 1/2	○ 1/3	○	○	－	－

部門	階	室 名	特記事項	室数	面積 (㎡/室)	天井高 (m) 以上	官庁施設の基本的性能基準								建築				電気								機械				
							耐火	初期 火災	対 浸水	防犯 性	音 環境 ※2	光 環境	熱 環境	空気 環境	情報 処理	床 下地	床 仕上	壁 仕上	天井 仕上	照度 LX	外線 電話	内線 電話	TV	電気 錠	時計	保安 コン	保安 照明	有線 LAN	空調 ※3	給排 水	給湯
待 合 部 門	2階以上	キッズコーナー	・ 設置する階の待合ホールから目の届きやすい位置等利用しやすい場所に配置すること。 ・ 子供の保護者等が過ごせるスペースを整備すること。 ・ 怪我や事故が起こらないように安全性に配慮すること。 ・ 床及び幼児の背の高さまでの壁の仕上げは、幼児の利用に配慮し、柔らかく衝突等に配慮し、濡れても滑りにくく、維持管理が容易な仕様とすること。また、破損した際の交換等が容易可能なものとすること。 ・ テレビ、BDプレーヤーを設置すること。（テレビの大きさ40インチ以上。壁掛け又は天井吊）	提案	提案	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅲ	提案	提案	提案	提案	提案	－	－	○	－	○	－	－	○	○	－	－
	2階以上	授乳室	・ 設置する階の待合ホール付近等利用しやすい場所に配置すること。 ・ 授乳や着替えなどが行えるよう個室を整備すること。 ・ 電子レンジを設置できるよう電源、スペースを確保すること。 ・ プライバシーに配慮すること。 ・ 内側から施錠できること。 ・ 椅子、おむつ替えベッドを設置すること。 ・ 授乳に必要な調乳用シンクを設置すること。 ・ ベビーカーが転回できるスペース及びベビーカーをおくスペースを確保すること。 ・ 非常呼出しボタンを設け、事務室に移報すること。	提案	提案	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ	－	提案	提案	提案	提案	200	－	○	－	－	○	○ 1/2	○ 1/2	－	○	○ 調乳用シンク	○ 調乳用シンク
	提案	更衣室	・ 会葬者等が更衣を行えるよう、スペースを確保すること。 ・ 男女別とし、棚、椅子や姿見等の必要な備品を設置するスペースを確保すること。 ・ 鍵付きのロッカーを男女別に各4個以上設置できるスペースを確保すること。 ・ 非常呼出しボタンを設け、事務室に移報すること。	提案	提案	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ	－	提案	提案	提案	提案	200	－	－	－	－	○	○ 1/2	○ 1/3	－	○	－	－
	提案	自動販売機コーナー	・ 飲料等を提供する自動販売機を3台以上設置できるスペースを整備すること。 ・ 自動販売機コーナー近くにゴミ箱を設置できるスペースを設けること。	提案	－	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	－	提案	提案	提案	提案	300	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	
	提案	喫茶・売店コーナー	・ 簡易な調理を行い、利用者に軽食等を提供するスペースを設けること。 ・ 厨房に電子レンジ、業務用冷凍冷蔵庫、必要な調理台等を設置できるスペースを設けること。またバックヤードに運営上必要な事務室を設置すること。 ・ 1500w以上の電子レンジを複数台同時稼働させられるよう余裕のある電源容量を確保すること。 ・ バックヤードが会葬者から見えないよう配慮すること。 ・ 軽食等を提供するための調理台、流し台等を設置すること。 ・ 流し台の水栓は熱湯栓付きのシングルレバー混合水栓とすること。 ・ 洗面器は自動水栓とし、電気温水器等により温水が使用可能とすること。 ・ 食品取扱施設として営業許可がとれるよう計画すること。 ・ 通路等と管理用シャッター等で区画できるようにすること。	提案	40㎡以上	提案	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅲ	提案	提案	提案	提案	500	○	○	－	－	○	－	－	○	○ シンク 冷蔵庫等	○ シンク等	
	各階	トイレ	【各トイレ共通事項】 ・ 男子、女子、バリアフリースイレ別に必要数を整備すること。 ・ トイレ出入口付近には、音声・点字による案内表示板を設けること。 ・ 利用者数を考慮した便器衛生器具数・配置とすること。 ・ 床の仕上げは清掃しやすく、滑りにくいものとし、防汚性、耐薬品性を有する材料とすること。 ・ 手すりは抗菌樹脂付きのものとし、堅固に固定すること。 ・ その他高齢者、子ども連れ及び障害者に配慮した設備を設けること。 ・ ライニングにタンク点検用の十分な大きさの点検口を設けること。 ・ 紙巻器は棚付き2連のものとする。 ・ 男女トイレすべてのブースに便座クリーナー用ディスペンサーを設けること。 ・ 各男女トイレにハンドドライヤーを1つ以上設置すること。 ・ 各男女トイレにアルコールディスペンサーを1つ以上設置すること。 ・ 男女トイレすべてのブースに1個、バリアフリースイレに2個非常呼出しボタンを設け、事務室に移報すること。 ・ トイレのブースの壁は天井まで到達するように設置し、表面材はメラミン化粧ソリッドを用いること。 ・ ブースごとに照明設備を設けること。 ・ 聴覚障がい者用に非常警報がわかるようにフラッシュライト等の光警報装置を設ける。 ・ 洗面器・オストメイトには上半身が確認できる大きさ以上の化粧鏡を設けること。 ・ 洗面器は自動水栓とし、電気温水器等により温水が使用可能とすること。 【男女トイレに関する事項】 ・ 男女トイレすべてのブースにL字型手すり、ベビーチェアを設置すること。 また、必要な箇所にベビーシート、フィッシングボード、子ども用便座を整備すること。ただし、各男女トイレ1か所につき最低1個以上は設置すること。 ・ 洋式便器は、掃除口付の連続使用可能なタンク式であって壁掛け型とし蓋ありの温水洗浄便座付とすること。 ・ 洗浄ボタンはセンサー式とすること。温水洗浄便座のリモコンは壁付け自己発電タイプとし、擬音装置が内蔵されているものとする。 ・ 小便器は自動洗浄とすること。 ・ 各男女トイレ1か所につき最低1個以上は掃除流しを設けること。 ・ 各男女トイレ1か所につき最低1個以上はオストメイトを設けること。 ・ 各男女トイレのブースの内1か所は車いすでも使用できるスペースを確保すること。 【バリアフリースイレに関する事項】 ・ 車いすでの利用ができるよう十分なスペースを確保すること。 ・ 洗面器・オストメイトを設けること。 ・ 便器横には手洗器を設けること。 ・ 音声情報案内装置（2か国語対応）を設けること。 ・ 扉は自動式引き戸にすること。 ・ 手すりのうち片側はL字型とし、壁に固定する。 ・ 洋式便器は蓋無しの温水洗浄便座付の壁掛け型とすること。 ・ 温水洗浄便座のリモコンは壁付け型とし、温風乾燥機能が内蔵されているものとする。	各階 2箇所以上 (男女別)	提案	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	－	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	－	提案	提案	メラ ミン不 燃化粧 板	提案	200	－	－	－	－	－	○ 洗面 器オ スト メイト	○ 1/3	－	○ 換気	○	○ 洗面 器オ スト メイト
2階 3階	待合通路	・ 車いす同士の会葬者の交錯が発生した場合にも、対応できる十分な通路幅を確保すること。 ・ 手すりは、両側に連続して設け、三段手すりを設けること。 ・ 汚れにくく、清掃しやすい素材を採用すること。	提案	提案	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	提案	TC	提案	提案	提案	提案	－	－	－	－	－	○ 1/2	○ 1/2	－	○	－	－

部門	階	室 名	特記事項	室数	面積 (㎡/ 室)	天井高 (m) 以上	官庁施設の基本的性能基準							建築				電気										機械				
							耐火	初期 火災	対 浸水	防犯 性	音 環境 ※2	光 環境	熱 環境	空気 環境	情報 処理	床 下地	床 仕上	壁 仕上	天井 仕上	照度 LX	外線 電話	内線 電話	TV	電気 錠	時計	保安 コン	保安 照明	有線 LAN	空調 ※3	給排 水	給湯	
	1階 2階 3階	階段	・ 両側に2段手すりを設けること。		提案	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	－	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	提案	TC	提案	提案	提案	提案	－	－	－	－	－	○ 1/2	○ 1/2	－	○	－	－
管理部門	1階	事務室	・ 施設全体を管理できる位置に整備すること。 ・ 受付窓口から事務室内部が見えないよう配慮すること。 ・ 建築物および建築設備（空調設備、衛生設備、昇降機設備、受変電設備、発電設備、電力監視、防犯設備、防災設備等）の監視及び制御を行うことができる設備を設置すること。 ・ 床は全面OAフロアとし、廊下等と段差が生じないよう整備すること。 ・ 中央監視室と同様の情報を確認できるよう、情報表示機器を設置すること。	1室	100㎡程度	提案	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	OAフロア	提案（帯電防止）	提案	提案	750	○	○	－	－	○	○ 1/2	○ 1/2	○	○	提案	提案	
	1階	受付	・ 火葬受付、火葬許可証の内容確認、使用料の徴収、火葬証明書の交付等を行うため、分かりやすく利便性のある位置に設けること。 ・ 必要な物品の販売に対応できるスペースを設けること。 ・ 筆談の支援に関する表示を設置すること。	提案	提案	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	提案	提案	提案	提案	500	○	○	－	－	○	○ 1/2	○ 1/2	○	○	－	－	
	1階	動物火葬受付	・ 一般の会葬者とは別の玄関と受付窓口を整備すること。 ・ 動物火葬にかかる出入口は別途案内表示を設置すること。 ・ 業務従事者の呼び出し用設備にインターホンなどを整備すること。 ・ 計量器を置けるスペースを確保すること。 ・ 利用者の心情に配慮した意匠とすること。 ・ 事務室から動物火葬受付までの動線に配慮し、利便性のよい位置に設けること	提案	提案	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	提案	提案	提案	提案	500	○	○	－	－	○	○ 1/2	○ 1/2	○	○	－	－	
	1階	中央監視室	・ 火葬炉設備の中央監視制御盤等を設置し、火葬炉設備の監視及び制御を行うことができるよう整備すること。 ・ 場内に設置された管理用カメラにより、告別収骨室、火葬炉室の状況を確認できるようモニター等の必要な機器を設置すること。なお、火葬炉室においてはできる限り直接目視で確認できる計画とすること。 ・ 事業者提案により、事務室との一体化は可とすること。	1室	提案	提案	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	提案	提案	提案	提案	750	○	○	－	－	○	○ 全数	○ 全数	○	○	－	－	
	1階	会議室	・ 職員の研修や打合せに利用できる20人程度の会議が行うことができる広さを有すること。 ・ 施設見学や職員研修用にプロジェクターを設置できるようにすること。 ・ 業務用／非常用兼用とは別系統の天井スピーカーを設置すること。 ・ 音響設備（マイク、有線、CD、DVD、BD等の再生を可能とすること。）を設けること。 ・ 床面にもコンセントを複数設置すること。 ・ プロジェクター用のスクリーン（180インチ）を設けること。	1室	提案	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	C	TC	提案	提案	500	○	○	－	－	○	○ 1/2	○ 1/2	○	○	－	－	
	1階	職員更衣室	・ 斎場職員が更衣等に利用するための室を男女別に整備すること。 ・ 更衣室内にシャワー室を設けること。 ・ シャワーの水栓はサーモスタット付き混合水栓とすること。 ・ 鍵付きのロッカーを男女別に各30個以上設置できるスペースを確保すること。	1室以上	提案	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅲ	C	VT	提案	提案	200	－	○	－	－	○	○ 1/2	○ 1/3	－	○	○シャワー	○シャワー	
	1階	職員控室	・ 斎場職員が休憩等に利用するための室として整備すること。 ・ 流し台を設置すること。流し台の水栓は熱湯栓付きのシングルレバー混合水栓とすること。 ・ 必要な備品（ポット・茶碗等）を収納棚に収納できるようにすること。	1室以上	提案	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅲ	C	VT	提案	提案	－	－	○	－	－	○	○ 1/2	○ 1/3	－	○	○流し	○流し	
	1階	業者控室	・ 葬祭関係業者の待機、休憩に利用するための室として整備すること。 ・ 必要な備品（ポット・茶碗等）を収納棚に収納できるようにすること。	1室以上	提案	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅲ	C	VT	提案	提案	－	－	○	－	－	○	○ 1/3	○ 1/3	－	○	－	－	
	2階 3階	給湯室	・ 流し台、食洗機を設置すること。流し台の水栓は熱湯栓付きのシングルレバー混合水栓とすること。ポットが直接入る大型給茶機器、ポットを並べる台、食器棚を設置するスペースを設けること。 ・ 会葬者の利用は想定していないため、バックヤードに配置すること。	提案	提案	提案	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	－	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	－	提案	提案	提案	提案	200	－	○	－	－	－	－	－	－	○換気	○流し	○流し	
	提案	清掃員控室	・ 清掃員の待機、休憩に利用するための室として整備すること。 ・ 必要な備品（ポット・茶碗等）を収納棚に収納できるようにすること。 ・ 流し台を設置すること。流し台の水栓は熱湯栓付きのシングルレバー混合水栓とすること。	1室以上	提案	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅲ	提案	提案	提案	提案	200	－	○	－	－	－	○ 1/3	○ 1/3	－	○	○流し	○流し	
	提案	清掃倉庫	・ 清掃用具を保管する室を設けること。	1室以上	提案	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	－	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	－	提案	提案	提案	提案	200	－	－	－	－	－	○ 1/3	○ 1/3	－	○換気	－	－	
	提案	救護室	・ 救護室として必要な広さを確保すること。 ・ 流し台を設置すること。流し台の水栓は熱湯栓付きのシングルレバー混合水栓とすること。 ・ 火葬部門に行くことなくアクセスできる位置に配置すること。 ・ 救護用ベットを1台設置すること。	1室以上	提案	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	－	提案	提案	提案	提案	500	○	○	－	－	○	○ 1/2	○ 1/2	－	○	○流し	○流し	
	1階	倉庫	・ 葬儀に必要な物品等を保管できる広さを確保すること。 ・ 維持管理に必要な備品（エアコンのフィルター等）を保管できる広さを確保すること。 ・ 各申請書類を保管する本棚を設置すること。 ・ 本事業にて提出される書類等を保管する本棚を設置すること。	1室以上	提案	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	－	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	－	提案	提案	提案	提案	200	－	○	－	－	－	○ 1/2	○ 1/3	－	○換気	－	－	
	提案	サーバー室	・ 名古屋市斎場火葬予約案内システムに関連するサーバー類を設置するスペースを設けること。 ・ 室内にはサーバー室として適した（漏水のリスク等を考慮した）エアコンを設置すること。 ・ 床は全面OAフロアとし、廊下等と段差が生じないよう整備すること。	1室	提案	提案	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	OAフロア	提案（帯電防止）	提案	提案	300	－	○	－	○	－	○	○ 1/2	○	○	－	－	

別紙06 諸室性能リスト																															
部門	階	室 名	特記事項	室数	面積 (㎡/ 室)	天井高 (m) 以上	官庁施設の基本的性能基準								建築				電気								機械				
							耐火	初期 火災	対 浸水	防犯 性	音 環境 ※2	光 環境	熱 環境	空気 環境	情報 処理	床 下地	床 仕上	壁 仕上	天井 仕上	照度 LX	外線 電話	内線 電話	TV	電気 錠	時計	保安 コン	保安 照明	有線 LAN	空調 ※3	給排 水	給湯
	1階	職員用トイレ	・ 男子、女子、バリアフリースイレ別に必要数を整備すること。 ・ 男女トイレすべてのブースにL型手すりを設置すること。 ・ 手すりは抗菌樹脂付きのものとし、堅固に固定すること。 ・ 洗面器は自動水栓とし、電気温水器等により温水が使用可能とすること。 ・ 洋式便器は、掃除口付の連続使用可能なタンク式であって壁掛け型とし蓋ありの温水洗浄便座付とすること。 ・ ライニングにタンク点検用の十分な大きさの点検口を設けること。 ・ 洗浄ボタンはセンサー式とすること。温水洗浄便座のリモコンは壁付け自己発電タイプとし、擬音装置が内蔵されているものとすること。 ・ 紙巻器は柵付き2連のものとすること。 ・ 小便器は自動洗浄とすること。 ・ 各男女トイレ1か所につき最低1個以上は掃除流しを設けること。 ・ 各男女トイレ1か所につき最低1個以上はオストメイトを設けること。 ・ 各男女トイレのブースの内1か所は車いすでも使用できるスペースを確保すること。 ・ 男女トイレすべてのブースに便座クリーナー用ディスペンサーを設けること。 ・ 各男女トイレにハンドドライヤーを1つ以上設置すること。 ・ 各男女トイレにアルコールディスペンサーを1つ以上設置すること。 ・ 男女トイレすべてのブースに非常呼出しボタンを1個設け、事務室に移報すること。 ・ トイレのブースの壁は天井まで到達するように設置し、表面材はメラミン化粧ソリッドを用いること。 ・ 床の仕上げは清掃しやすく、滑りにくいものとすること。 ・ 手摺は抗菌樹脂付きのものとし、堅固に固定すること。 ・ バリアフリースイレについては、上記各階トイレの【各トイレ共通事項】及び【バリアフリースイレに関する事項】に準じること。	提案	提案	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	－	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	－	C	VS	メラ ミン 不燃 化粧 板	DR	200	－	－	－	－	－	○ 洗面 器 オス トメ イト	○ 1/3	－	○ 換気	○	○ 洗面 器 オス トメ イト
	提案	ガスガバナ室	・ ガス会社が定める要件を満足する仕様とすること。	提案	提案	提案	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	－	提案	防塵 塗装	吸音 材	吸音 材	300	－	○	－	－	－	○ 1/2	○ 全数	－	○ 換気	－	－
	提案	ガス消火ポンベ室	・ ガス消火ポンベの取替や換気設備等の更新が容易となるような配置、面積、天井高とすること。	提案	提案	提案	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	－	提案	防塵 塗装	吸音 材	吸音 材	200	－	○	－	－	－	○ 1/2	○ 1/2	－	○ 換気	－	－
	提案	電気室	・ 機器は、原則屋内設置とすること。	提案	提案	提案	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	－	提案	防塵 塗装	吸音 材	吸音 材	200	－	○	－	－	－	○ 1/2	○ 1/2	－	○ 換気	－	－
	提案	発電機室	・ 機器は、原則屋内設置とすること。	提案	提案	提案	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	－	提案	防塵 塗装	吸音 材	吸音 材	200	－	○	－	－	－	○ 1/2	○ 1/2	－	○ 換気	－	－
	提案	機械室	・ 機器は、原則屋内設置とすること。	提案	提案	提案	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	－	提案	防塵 塗装	吸音 材	吸音 材	200	－	○	－	－	－	○ 1/2	○ 1/2	－	○ 換気	○	－
	1階	管理用通路	・ 重量物の運搬に耐え得る床仕上げを選定すること。	－	提案	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	－	提案	提案	提案	提案	300	－	－	－	－	－	○ 1/2	○ 1/2	－	○	－	－
	提案	PS・DS・EPS (パイプシャフト・ダクトスペース・エレクトリックパイプシャフト)	・ PS、DS、EPSは縦穴区画を形成せず、各階に床を打設すること。また、点検用の扉は原則（市がやむを得ないと認める場合を除き）、点検口ではなく点検扉とし、PS、DS、EPS内に入って容易に点検が可能なものとすること。 ・ 設備の修繕や更新等を効率的に行うことができるスペースを確保すること。	提案	提案	提案	Ⅳ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	－	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	－	提案	防塵 塗装	吸音 材	吸音 材	200	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○ 換気 (EPS)	－

※1 「官庁施設の基本的性能基準」、「建築」、「電気」、「機械」の項目において「－」となっている部分については施設に有益と認められるものについては提案することを可とする。
※2 本事業において「音環境」は、「官庁施設の基本的性能基準」における「音環境」の項目の内、「空調機器から伝搬する騒音の目標値」を「対象室内騒音のNC値」と読み替えて適用する。
※3 「空調」の項目において、「○換気」とあるのは「換気設備の設置は必須とし、提案により空調設備の設置は可とする」ことを示す。